

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	職員情報システム 給与明細書の電子配布について
--------	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◆第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 総務部 人事課 給与係）

事業の概要

事業名	職員情報システム
担当課	総務部人事課
目的	新宿区職員の人事給与・福利厚生情報の管理
対象者	新宿区職員、再任用職員、非常勤職員
事業内容	<p>新宿区職員、再任用職員及び非常勤職員の人事管理・給与支給・福利厚生事業等を円滑に行うため、平成6年度より職員情報システムを導入している。</p> <p>システムで管理する職員の人数、処理概要は下記のとおり。</p> <p>1. 新宿区在職職員数(平成21年4月1日現在)</p> <p style="padding-left: 2em;">特別職 3名、常勤職員 2,863名、再任用 158名、 非常勤職員(再雇用・事業費非常勤) 839名</p> <p>2. 処理概要</p> <p style="padding-left: 2em;">人事管理 採用・退職、勤務状況、休暇・休職、昇任昇格(昇給)、人事履歴、 証明書、定数・現員、研修</p> <p style="padding-left: 2em;">給与支給 給料計算、報酬計算、通勤手当、住居手当、扶養手当、管理職手当、 期末勤勉手当、所得税、住民税、超過勤務手当、地内旅費、給与振込、 年末調整、共済費、社会保険料、退職手当</p> <p style="padding-left: 2em;">福利厚生 共済組合・特別区互助組合・職員互助会(資格等管理)、各種控除金 (保険料、財形貯蓄、貸付金等)、被服貸与、職員住宅、食券購入</p>

件名 職員情報システム 給与明細書の電子配布について

保有課(担当課)	総務部人事課
登録業務の名称	人事管理、職員の給与
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 新宿区職員・再任用職員</p> <p>2 記録項目(追加) イントラネット上の各職員の電子メールアドレス</p> <p>3 記録するコンピュータ 職員情報システムサーバ(人事課OAルーム内設置)</p>
新規開発・追加・変更の理由	給与明細書を電子メールで配信することにより、印刷や配布業務を効率化し、紙使用量を削減する。
新規開発・追加・変更の内容	<p>1. 電子メールを送信できるよう、職員情報システムの機能追加を行う。</p> <p>2. 職員情報システムに、各職員の電子メールアドレスを登録する。</p> <p>3. 給与明細書様式を電子化(PDFファイル形式)し、電子メールに添付して、登録した職員のアドレス宛に送信する。職員は各自のパソコンから給与明細書を参照する。(印刷・保存も可能) なお、パソコン台数の少ない所属は、従前どおり紙明細書を配布する。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	システム変更には、職員が立ち会う。データの登録・変更は職員が行う。
新規開発・追加・変更の時期	平成22年2月